

2017年03月22日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 清水 善 朗

準備書面(2)では平和的生存権について詳しく述べています。

この裁判で原告らは平和的生存権を侵害されたとして慰謝料を請求しています。

平和的生存権については、具体的な権利でないという見解があります。しかし、憲法が定める基本的人権の規定は多かれ少なかれ抽象的です。時代に合わせ、憲法の真意を探って人権を具体的に創造することが司法の役割です。

憲法は、2度の世界大戦の経験から平和を追求する世界の趨勢と、我が国が15年戦争によって国内外の多くの命を奪い、深刻な被害を生じさせたことに対する反省をもとに、平和的生存権を定めました。

外交や防衛にかかわる情報を国民から遠ざける特定秘密保護法、閣議による憲法9条解釈の変更、さらに自衛隊が海外で武力を行使することに道を開く安保法制法によって、我が国が戦争をできる国に歩みを進めている現状を踏まえて憲法を解釈しなければなりません。

ある原告には自衛隊員の息子さんがいます。息子さんは災害救助や我が国が侵略された場合に限って出動するはずでした。安保法制法によって南スーダンなどに派遣され武器をとることになると、この原告は息子に入隊を勧めたことに痛恨の思いを語っています。これは後に証拠として提出します。

私たちは、権利を実質あるものにし、国に憲法を守らせるためにこの裁判を進めています。

憲法第99条によって憲法を尊重し擁護する立場にある国の代理人、裁判官も平和的生存権を実質あるものとするよう努力することを求める次第です。